

第25回釧路家庭裁判所家庭裁判所委員会議事概要

テーマ 「成年後見制度の運用状況」

1 開催日時

平成25年7月3日(水)午後1時30分から午後3時30分まで

2 開催場所

釧路家庭裁判所5階第1会議室

3 出席者等

(1) 委員

石井宏臣，及川晃仁，大津久幸，小笠原寛，小野恭子，多田摩由美，田中千鶴子，土井英昭，中川正隆，浜秀樹，松田洋一，間宮政喜，山下輝年

(50音順・敬称略)

(2) 裁判所(説明者)

織田裕彦(事務局長)，若生昌彦(首席家裁調査官)，堀江優子(家裁首席書記官)

(3) 庶務

貴多佳輝(総務課長)，小島巧(総務課課長補佐)，安井達也(総務課庶務係長)

4 議事概要

(1) 新委員紹介及び挨拶

新たに家庭裁判所委員会委員を委嘱された浜秀樹委員，中川正隆委員が委員会庶務から紹介され，それぞれ挨拶をした。

(2) 委員長の互選及び委員長代理の指名

委員会庶務から，中川正隆委員が委員長代理に指名されていることを報告し，中川委員長代理が議事を進行した。

委員の互選により，浜秀樹委員が委員長に選任され，浜委員長が中川委員を

委員長代理に指名した。

(3) 成年後見制度の概要説明

「成年後見 - 利用の仕方と後見人の仕事 - 」のDVDを視聴した後、説明者から成年後見制度の運用状況等の概要説明を行った。

(4) 成年後見制度をより広く利用してもらうための方策及び後見人を確保するための方策について意見交換した（発言要旨については別紙のとおり）。

(5) 次回開催日時及び議題

平成26年2月26日（水）午後1時30分から午後3時30分まで
議題 裁判所の広報活動について（地方裁判所委員会と合同開催）

(別紙)

発言要旨

1 成年後見制度をより広く利用してもらうための方策について

委員： 現在，北海道社会福祉士会で後見案件を2件と保佐案件を1件受任しています。

地域で活動している中で，民生委員や町内会の役員の方等，積極的に活動されている方からは，後見という言葉をよく聞きます。

しかし，実際に御本人に後見が必要かどうかを一番身近で感じることができるケアマネージャー等の福祉施設の現場の職員の方々には，まだ後見制度が周知されていないのではないかと感じています。

弁護士や司法書士の方と勉強会等をやらせてもらう機会があるのですが，そこにケアマネージャー等の現場の方も一緒に参加してもらった方が良いと思います。

最近はずごく安易に申立てをする傾向が出てきているのかなと思います。以前，親族がいない方とか遠方の方が大半でした。今はケアマネージャーと親族がうまくいかないから，後見を利用するとうまくいくのではないかという相談が多いです。

後見制度の趣旨はそういうことではないと説明はしますが，既に申し立てていて，後見人が苦勞する場面があるので，申立前に何らかの注意が必要なのではないでしょうか。是非，ほかの専門職の方を交えてやっていく機会が増えていけばいいと思います。

家族に関していえば，当事者になってから後見制度の勉強をする方が多いです。そこは致し方ないとして，家族に説明していくのも現場のケアマネージャー等が多いのですが，後見にすごくお金がかかるとか，家族が口出しできなくなるとか，間違っただ情報が伝わることもあります。

社会福祉士会では現場のスタッフに対して，もう一步踏み込んだ勉強

会等をしていきたいと考えています。

委員： 釧路市の独居老人の中でも財産管理のできない人が増えています。後見制度ができて良かったと民生委員の中では話をしています。

民生委員に対しても後見人になってくださいという要請は強いのですが、山ほど業務があってもなかなか難しいところもあります。去年は2名が後見人となりました。

民生委員と社会福祉協議会と町内会連合会の3者協議で何とか後見人の研修の受け手を増やしたいという強い要請があります。ただし、研修8回の負担が重いこともあり、4回くらいでやめてしまうとか、8回の研修を全て受けても、後見業務が大変であることが分かったら実際には後見人にならないということもあります。

立派な制度なので、これをなんとかたくさんの方に認識していただいて、生かしていただきたいと思います。

2年ほど前に、独居老人が、友達と称する者に家の財産を全部とられそうになったことがあり、その時は、弁護士と相談して後見人になってもらい、非常にうまくいきました。

後見制度ができて、こういう事例がうまく解決できるのではないかと考えています。

説明者： 独居老人が狙われるというのは経済的な虐待事例です。自治体が動いて市町村長申立てにつなげた事例もあります。このような事例では、裁判所も速やかに後見人を選任するよう運用しています。

釧路市では、非常に熱心に取り組んでおられ、手続もスムーズであり、即日とか翌日に選任できることもあります。

社会福祉士会の方は、仕事を持ちながら後見人を引き受けていただいており、なかなか大変だと思います。

広報活動としては、地域包括支援センターにDVDを送って、まずは成年後見制度の利用と家庭裁判所への申立手続を周知していただい

ます。必要に応じて家庭裁判所からも広報に出向くこともあり、2年前には、家庭裁判所の市民講座を企画し、裁判所の中で後見に関するDVDを見ていただき、実際の申立手続を説明する機会を設けました。また、市民後見人養成講座に職員を派遣したりしています。

ただ、人員の問題もあり、町内会や民生委員から各地ごとに職員派遣を依頼されると、なかなか難しいところもあります。そこは、社会福祉士等専門職団体の方が活躍されているので非常に助かっています。

委員： まなぼつとでの釧路市民大学講座に、成年後見制度をテーマに1単位入れてもらうのは広報としてよいのではないのでしょうか。

委員： 一概に広報といっても難しいでしょうが、成年後見制度の活用が必要な人が増えていけば自然に広まっていくところもあるでしょう。

弁護士会では後見人リストを作って対応できるようにしていますが、どちらかというところ、受け身の対応というところですね。

人権擁護委員会では出前講座をやっており、成年後見制度の寸劇をあちこちに出かけて行っています。

委員： 北海道税理士会では7月3日から成年後見支援センターを開所させます。これは全国15の税理士会のうち、北海道が12番目で、来年の名古屋で15団体全部が開所します。

私達は、平成23年からセンターを作っていますが、弁護士会や司法書士会に指導してもらいながら、一生懸命やっていきたいと思います。広報という点では、まず税理士本人が成年後見制度について理解したうえで、その後税理士会として色々な方面に広報されるのではないのでしょうか。

委員長： 税理士の方は、複雑な計算もきっちりしていただけたらと思うので業務として後見人は適任なのではないのでしょうか。是非、後見人を引き受けていただきたいと思います。

委員： マスコミは、広報活動という部分を担わなければならないことから、

紹介する機会を作っていかなければいけないと思っておりますが、なかなか、そういう意識が根付いていないという印象です。釧路市は市民後見人の育成等について、非常に先進的であり。釧路市民後見センターが設立されて、80人が養成課程を終えていると聞いています。必要とされる後見人を養成・育成して確保していくことは大事なことで、市民後見人の役割は大きいのでしょうか。

課題としては、不正行為が後を絶たないということです。後見人には財産管理の強い権限が与えられており、新聞等を見ると弁護士も業務上横領で逮捕されたことがありました。専門家でもこのようなことがあるので、見識のある人材の育成が大切でしょう。

被後見人1人に対して2人の後見人を選任することもあると聞いています。ダブルチェックの後見制度の在り方として、そういうやり方もいいのかなと感じています。ただ、2人の後見人を選任するには、その裾野を広げないといけないことから、養成支援を強化していくことが大事だと思います。

委員長： 不正行為は非常に頭の痛い問題です。最初の段階で後見人によく説明するようにしています。報酬が費用として負担が大きになると後見制度の利用を避けようとするにもなりますが、報酬が低すぎると、適当な後見人を確保することが難しくなるということになります。いずれにしても不正行為の防止については配慮しているところです。

委員： 釧路町では市町村長申立てが年3件くらいです。施設の数もあまりありません。釧路市のように進んでいないので、周知から取り組んでいきたいと考えています。まずは、成年後見制度の学習会を8月、9月で行おうと考えているところで、民生委員の方にも御協力を頼んでいます。しかし、町民も高齢化してきていますし、後見の事務を担うには負担が大きいのではないかと思えます。

2 後見人を確保するための方策について

委員： 社会福祉士会では、釧路で後見を受任できる会員が20人います。そのうち定年退職してフリーで受けてくれている方は1人です。会員の中では受任できる件数が1人1件が限界ではないかと思っています。

私の印象としては、法人後見をこれから進めていかなければいけないと思っています。ただし、1人で30件くらい受任しないと法人としては経営できないということも聞きました。

私は3件受任していますが、どの案件も報酬を見込めず、ボランティアのようなものです。今後報酬を何とかしていかないと、専門の後見人は増えていかないと思います。年間の報酬が10万円や20万円ということもあるので、業務と見合っていないのではないのでしょうか。

大きな話になってしまいますが、報酬のための公的制度を作った方がいいのではとも思っています。介護保険料のように、国民全体から徴収する方式もいいのではないのでしょうか。

説明者： 自治体が市町村長申立てをするとき、報酬を予算として確保していることもあります。大きな自治体では市町村長申立てでなくても、後見人が申請すれば報酬を支払うところもあります。

報酬は本人の財産から支出するのが原則なので、収入や財産がない場合はやはり難しくなります。財産管理だけだと自治体で用意しているのは月2万円くらいのようなようです。訴訟をしなければいけなかったり、不動産を処分したりとなると、その分増えるということになります。

委員： 個人的には、成年後見制度で個人の財産を守るという発想が限界に来ているのではないかと思います。個人の財産でそれをカバーするというのは破綻しかけているような気がします。釧路市も色々やっていますが、ボランティアばかりでは悲鳴をあげてしまうのではないのでしょうか。

交通事故で寝たきりの方の後見申立てをしたことがあります。家族が考えることは、専門職がつくとお金がどうなるのかをとっても心配しま

す。後見人にお金をあげるだけだという言い方をする方もいました。家族に説明するのは難しい面もあります。

委員： 後見制度については、障害を持っている比較的若い方の保護者は敏感ですが、高齢者を抱えている方は意識が低いと思います。家族の面倒は自分たちでやればいいと思っている。そういうところで、制度に対する認知度が低いのではないのでしょうか。また、後見の話を大学生に話しても、なかなかぴんと来ないという印象です。

障害者の施設等に対する広報は効果があると思います。身近な人で後見制度が必要になった時、どこに相談していいのかあまりにも知らないと思います。介護保険の時もそうだったように、認知されていくと利用しようというふうになっていくと思われ、広報が大事と感じています。

委員： 成年後見制度というのは聞いたことがありましたが、内容は今日までよく分っていませんでした。認知度は低いのではないのでしょうか。個人的には、両親もかなり高齢なので制度を利用することもあり得るでしょうから、身近なところに相談窓口があると利用しやすくなると思います。そうすると認知度も上がっていくのではないのでしょうか。

委員： 成年後見制度については名前しか知りませんでした。熟成してない制度という印象です。例えば、配偶者が生活費を使ったり、旅行に行くことはできるのでしょうか。

説明者： 配偶者が本人の扶養親族であり、本人の収入で生活をしている場合には、生活費を後見予算として支出することも可能です。旅行については本人のための旅行であれば問題ないことが多いでしょうが、家族が楽しむためだけということになると認められないこともあります。

委員： 後見，保佐，補助の説明文言が分かりにくいと思います。誰が見ても誤解されず，分かりやすい表現にしたらいいのではないのでしょうか。

説明者： 後見，保佐，補助の違いは，財産管理・計算能力が大きな要素です。保佐は買い物は普通にできるが計算は不十分というところなので，重要

な契約は代わってもらった方がいいという状態です。新聞を何回も契約してしまったりというのが例に挙げられます。補助は普通とほとんど変わりません。それでも保護が必要な場合であって、それは知能指数や認知症のスケールの点数等で判断します。実際にどれくらい財産管理できるかで判断していくということです。家裁で取り扱う案件としては、大半が後見の事例で、買い物も計算も全然できないというところです。

委員： もともと民法で規定されているので財産管理に関する部分だというのは当然の前提とされて議論されてきたところです。今回の法改正で被後見人の選挙権が回復したのは、財産管理ができないことと選挙の判断能力がないというのは違うでしょうという議論からです。

委員： 書き方一つで誤解されることもあり、分かりやすい表現にした方がいいと思います。印象として、成年後見制度は身内と地域とボランティアで支えている制度に思えます。それには無理があるのではないのでしょうか。資格を制度化してプロ集団にやってもらうようなことを考えてもいいと思います。介護制度も身内が手に負えなくて公的制度になっていますので、後見も報酬を確保して支払えるように、税金を投入することもやむを得ないと思います。

委員： 介護施設の運営委員の勉強会で制度を知りました。自分には関係ないと思っていましたし、私のところの職員もほとんど知らないと思います。広報は難しいですが、ポスターやPR月間を作る等して必要な時にポスターとかを見て利用できるようにするといいのではないのでしょうか。

委員： 専門職の後見人の方は、大変頑張ってもらっています。正直言って報酬も大変少なくやってもらっています。今日は、制度の根本の話も出ましたが、そういう話をするためには制度の裾野が広がっていくと大きな動きにもなると思います。

委員長： 国の制度としてとらえないと、ボランティアでは限界だという御意見がありました。どのような制度が望ましいかという問題はありますが、

裁判所としては、今ある制度をどのように運用していくべきかということ、目の前の問題をどうするのかについても考えなければならないと思っています。非常に貴重な御意見をいただきました。この制度を必要としている人に、誤解がないように、適切な情報が行くように考えていきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。

以 上